議案第 １２２ 号

周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　周南市市長等の給与に関する条例（平成15年周南市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第９条ただし書中「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」」に改める。

第２条　周南市市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条ただし書中「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は令和８年12月22日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定による改正後の周南市市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の周南市市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（参　考）

周南市市長等の給与に関する条例新旧対照表（第１条の改正）

現行	改正案
（期末手当） 第９条　市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とし、同条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「市長等の給料月額及び給料月額の100分の25に相当する額の合計額に、当該合計額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。	（期末手当） 第９条　市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」とし、同条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「市長等の給料月額及び給料月額の100分の25に相当する額の合計額に、当該合計額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

周南市市長等の給与に関する条例新旧対照表（第２条の改正）

改正前	改正案
（期末手当） 第９条　市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」とし、同条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「市長等の給料月額及び給料月額の100分の25に相当する額の合計額に、当該合計額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。	（期末手当） 第９条　市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「市長等の給料月額及び給料月額の100分の25に相当する額の合計額に、当該合計額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。